

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
中型ドーザ		GE-A240003AJ	
		防衛大臣承認	昭和48年 7月31日
		作 成	昭和48年 5月25日
		変 更	令和 4年12月 7日
		作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において主として土表面の掘削、排土、整地、けん引作業などに使用する中型ドーザ（以下，“器材”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、JIS A 8420-1、JIS D 0006-2及びGLT-CG-Z000001による。

1.2.1

輸送状態

輸送状態は、排土板及び排気管を取り外した状態をいう。また、全高の寸法は、取り外した状態で、履板突起から上端までの寸法とする。なお、4型はトラニオン、5型はバックホウなどを取り外した状態のことである。

1.3 種類

種類は、表1による。細部は、調達要領指定書によって指定する。

表1－種類

種類		物品番号	用途	履帯の種類	後方アタッチメントの種類
1型	Aタイプ	2410-283- 2948-5	一般用	普通履帯	リッパ
	Bタイプ	2410-287- 6871-5	国際平和協力 活動用		
3型	Aタイプ	2410-287- 6870-5	一般用		ウインチ及びドロバ
	Bタイプ	2410-291- 4060-5	国際平和協力 活動用		
4型		2410-283- 2950-5	一般用	湿地履帯	ドロバ
5型		2410-291- 3426-5		普通履帯	バックホウ

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び表1の種類による。ただし、1型及び3型は、Aタイプに限り、

調達要領指定書によって示す場合を除き、種類の“Aタイプ”を省略する。

例1 中型ドーザ1型

例2 中型ドーザ3型

例3 中型ドーザ3型（Bタイプ）

## 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

### a) 規格

J I S A 8 4 2 0 - 1	土工機械—トラクタドーザー第1部：用語及び仕様項目
J I S A 8 9 1 0	土工機械—転倒時保護構造—台上試験及び性能要求事項
J I S D 0 0 0 6 - 2	土工機械—エンジン—第2部：ディーゼルエンジンの仕様書様式及び性能試験方法
J I S D 5 3 0 1	始動用鉛蓄電池
J I S G 3 5 2 5	ワイヤロープ
N D S Z 8 0 1 1	角形銘板

### b) 仕様書

D S P K 2 2 0 9	軽油
D S P K 5 2 1 8	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）
G E - C 5 8 2 0 0 2	リモコン装置（中型ドーザ用）
G E - D 2 3 0 0 3 7	大型セミトレラ
G E - Z 4 2 1 0 1 8	粉末消火器
H E - L 1 8 3 0 0 4	車両シート
H E - Z 1 9 9 0 0 2	付加材，施設器材用
G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

### c) 法令等

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

装備品の迷彩塗装及び国際平和協力活動参加時の塗装の基準について（通達）〔陸幕装計第62号（30.2.26）〕

取扱上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔陸幕情第175号（19.7.31）〕

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- 調達要領指定書によって指定する場合を除き，“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”（以下，“訓令”という。）に適合しなければならない。
- 輸送状態において，G E - D 2 3 0 0 3 7の種類Cタイプで，輸送可能なものとする。
- “特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律”に基づき，納入時における，最新の排出ガス基準に適合しなければならない。
- 表1の種類に示す1型（Bタイプ）及び3型（Bタイプ）の構造及び性能などの規定は，それぞれ

の種類のアタイプに準ずる。ただし、**図1**の対応によって生じる規定との誤差は、許容範囲と認め、細部は、承認図面による。

## 2.2 材料・部品

材料及び部品は、通常、日本産業規格品又は同等以上とし、製造者が規定する社内規格に合格したものとす。

## 2.3 構造

構造は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表2**による。

**表2—構造**

項目		規定
機 関	形式	4サイクル、水冷、ディーゼル機関
	定格出力	103 kW以上
	最大トルク	588 N・m以上
	燃料消費率	定格出力において272 g/kW・h以下
	使用燃料	DSP K 2209の2号又は3号
	始動方式	始動電動機による。
	充電発電機	24 V 0.8 kW~2.5 kW
	蓄電池	JIS D 5301の型式は、195G51、145F51又は145G51とし、数量は2個を標準とする。
	燃料タンク 容量	5型を除く。
5型		200 L以上
動 力 伝 導 装 置	トルクコンバータ又はトルクディバイダ	3要素1段1相形トルクコンバータ又は3要素1段2相式トルクコンバータ
	パワーシフト変速機	パワーシフト遊星歯車式
	横軸減速機	曲り歯かさ歯車
	操向クラッチ	手動湿式多板油圧作動式又は手動湿式多板ディスク式油圧作動式若しくは差動遊星歯車式油圧モータ駆動式
	操向ブレーキ	湿式多板ばね加圧式、湿式多板スプリング作動式又は湿式外部収縮式とし、構造上、操向ブレーキを必要とする機種に限り、備える。
	終減速機	遊星歯車1段減速式又は遊星歯車1段減速式及び平歯車1段減速式とする。
足 回 り 装 置	懸架装置	半硬式つり合いはり式又は半硬式単一板ばね懸架式
	トラックフレーム	起動輪支持は、ピボットシャフト支持式とし、ガイディングガード付き又はピボットシャフト、イコライザーバー支持式とする。また、所要の転輪及び誘導輪を備える。
	履帯形式	4型を除く。
4型		湿地シュー組立式

表2-構造（続き）


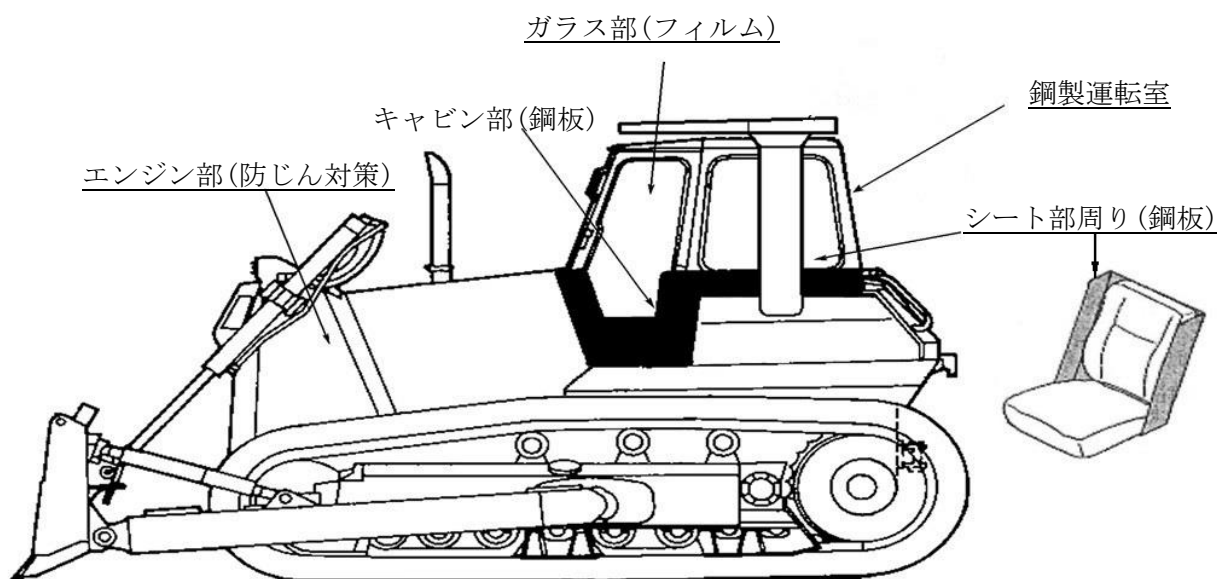
項目		規定		
油圧装置	油圧ポンプ形式		歯車式又は可変容量型ピストンポンプ式	
	吐出量		可変式最大160 L/min以上	
	操作弁形式		スプール式	
	油圧シリンダ形式		複動ピストン形	
	調圧弁設定圧		13.7 MPa以上	
排土装置	形式	4型を除く。	チルト及びアングル形	
		4型	ストレート及びチルト形	
	ブレード	補強	4型を除く。	プッシャープレート（550 mm×550 mm厚さ12 mm以上）ブレード両端部エンドビット上端からブレード上端までの台形補強板（下幅220 mm以上厚さ8 mm以上）を備える。
		全長		3600 mm以上
		全高		900 mm以上
		質量		850 kg以上
運転席	鋼製運転室		JIS A 8910によるROPS対応とする。	
	冷暖房装置		室内に冷房能力4.5 kw/h以上、暖房能力5.2 kw/h以上の冷暖房装置（エアコン）を備える。	
	消火器保持具		取扱い容易な場所に、消火器保持具1個設ける。	
	小銃保持具		取扱い容易な場所に陸上自衛隊が保有する小銃に適合した小銃保持具を1個設ける。	
その他	照明装置など		前照灯、尾灯、制動灯、後部反射器、警音器及び後照灯等を備え、尾灯（制動灯兼用）及び後照灯は、ステップ板後端又は燃料タンク上部に装着する。	
	けん引装置		車体前方機関下部底板にフックを備える。	
	アタッチメント		車体後部は当該アタッチメントのほか、リッパ、ウインチ又はバックホウなどの装着が可能な構造とする。	
	付加材等		1型及び3型の各Bタイプに限り、  を基準に、付加材（官給品）を装着するほか、次による。細部は、承認図面による。 a) 付加材（鋼板）は、容易に脱着可能な構造とする。 b) 燃料及び吸気系統を基準とし、海外仕様を準拠とした製造者の仕様による防じんの処置を施す。 c) 飛散防止フィルムは、全面に内張りとする。	
リッパ装置	形式	1型	4節リンク式又は平行四辺形式	
	刃数		3本	
	質量		2100 kg以下	
	刃ピッチ		940 mm～1010 mm	
	刃動き角		取付ピンで固定	

表2-構造 (続き)

項目			規定	
けん引ウインチ	形式	3型	単胴平歯車駆動式とし、油圧操作方式、正逆転及び制動装置付き。	
	ドラム径×内幅		φ 250～270 mm×260～380 mm	
	ケーブル		径×長さ	φ 20 mm以上×65 m以上
			種類	JIS G 3525のIWRC 6×Fi (25) O/O, B種とし、20 mm又は相当品以上とする。
その他	ケーブル先端は、シンプル付きとし、シャックルを取り付けたものとする。			
バックホウ装置	バケット容量	5型	0.2 m <sup>3</sup> 以上	
	バケット幅		600 mm以上	
	アウトリガ		中心距離	1700 mm以上
			上下動方式	油圧式
	旋回角度		175° 以上	
	操作席		1人用	



注記 図は、後方アタッチメントを省略した状態を示す。

図1-1型 (Bタイプ) 及び3型 (Bタイプ)

## 2.4 寸法

寸法は、表3による。

表3-寸法

項目		規定
全長	トラクタ単体	5000 mm以下

表3—寸法（続き）

項目		規定
全長（続き）	1 型	7 0 0 0 mm以下
	3 型	6 1 0 0 mm以下
	4 型	6 0 5 0 mm以下
	5 型	6 6 0 0 mm以下
全幅（トラクタ単体）	1, 3, 5 型	2 9 8 5 mm以下
	4 型	3 1 0 0 mm以下（トラニオンを除く。）
全高		輸送状態で3 2 3 0 mm以下
履板幅	1, 3, 5 型	5 0 0 mm～5 8 0 mm
	4 型	7 8 0 mm～9 5 0 mm
最低地上高 （履板突起は、含まない。）	ドローバ以外	3 0 0 mm以上
	ドローバ下端	3 8 0 mm以上

## 2.5 質量

質量は、表4による。

表4—質量

番号	項目		規定
1	トラクタ単体	1, 3, 5 型	1 9 0 0 0 k g 以下
		4 型	2 0 0 0 0 k g 以下
2	1 型		2 1 0 0 0 k g 以下 <sup>a)</sup>
3	3 型		
4	4 型		
5	5 型		
注 <sup>a)</sup> 規定の数値は、輸送状態の質量とする。			

## 2.6 外観・塗装

### 2.6.1 外観

仕上げの程度は良好とし、割れ、まくれ、さび及びその他使用上の欠点があつてはならない。

### 2.6.2 塗装

塗装は、次による。細部は、承認図面による。ただし、迷彩色及び白塗装を施す場合は、“装備品の迷彩塗装及び国際平和協力活動参加時の塗装の基準について（通達）”によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

- a) 塗装は、十分な防せい処理をして下塗り塗装を行った後に上塗り塗装を行う。
- b) 上塗り塗装は、**D S P K 5 2 1 8**の色番号2 3 1 4（OD色 7. 5 Y 3 / 1），又は，**D S P K 5 2 1 8**と同等以上の無鉛塗料とする。
- c) 塗装は、トラクタ外面（座席を除く。）、排土装置（油圧ホースを除く。）、後方アタッチメント（油圧ホース及びワイヤを除く。）、収納箱、予備品箱及び鋼製運転室とする。
- d) 給油脂部は、赤表示する。
- e) 各部の塗装及びめっきに、むらがあつてはならない。

## 2.7 性能

性能は、表5による。

表5－性能

項目		規定	
走行速度 (最高速度)	1, 3, 5型	前後進とも9 km/h以上	
	4型	前後進とも8 km/h以上	
けん引出力(効率80%)		82.2 kW以上	
最大けん引力(効率85%)		117.6 kN以上	
最小回転半径	1, 3, 5型	履帯外側で3500 mm以下	
	4型	履帯外側で4200 mm以下	
登坂能力	1, 3, 4型	30°以上	
	5型	22°以上	
左右傾斜限界角(計算値)		35°以上	
接地圧	トラクタ単体	61.8 kPa以下	
	排土装置付き1型	80.5 kPa以下	
	排土装置付き3型	79.4 kPa以下	
	排土装置付き4型	43.2 kPa以下	
	排土装置付き5型	78.5 kPa以下	
排土装置	最大上昇量 (履板突起を含まず。)	800 mm以上	
	最大下降量 (履板突起を含まず。)	400 mm以上	
	最大チルト量 (左右とも)	1, 3, 5型	300 mm以上
		4型	200 mm以上
	アングル角	23°以上(4型を除く。)	
	刃先切削角	50°～60°	
リッパ装置 (1型)	圧入力	46.1 kN以上	
	最大掘削深さ	400 mm以上	
	最大持ち上げ高さ	400 mm以上	
ウインチ装置 (3型)	巻上げ速度	24 m/min以上(機関定格回転速度, ペアドラム時)	
	引張力	137.3 kN以上(ペアドラム時)	
バックホウ装置 (5型)	旋回中心移動量	左右とも530 mm以上	
	最大掘削深さ	3600 mm以上	
	最大積込み高さ	2850 mm以上	
	最大掘削半径	5100 mm以上	

## 2.8 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z000001の2.3によるほか、次による。細部は、承認図面による。なお、銘板の品名について、特に指定する場合は、調達要領指定書によって指定する。

- a) 器材本体に、NDS Z 8011に示す1種銘板、2種銘板及び必要箇所に3種銘板を取り付ける。

- b) 主フレーム両側部に白で重心位置を表示し、その両端に刻印する。
- c) 収納箱及び予備品箱は、GLT-CG-Z000001の2.3により、物品管理区分標識及び名称を表示する。
- d) 収納箱及び予備品箱は、GLT-CG-Z000001の2.3によるほか、NDS Z 8011に示す4種銘板を、蓋の内面に取り付ける。
- e) トラクタ本体に、訓令に基づく自動車番号及び陸上自衛隊標識を表記する。

### 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

### 4 出荷条件

#### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

#### 4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 5 その他の指示

#### 5.1 官給品

官給品は、調達要領指定書によって指定する場合のほか、1型及び3型の各Bタイプの契約においては、表6を官給する。また、官給場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方の工場とする。

表6－官給品

品名	数量	規定
付加材（鋼板）	一式	HE-Z199002による。

#### 5.2 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表7による。細部は、承認図面による。

表7－附属品

番号	品名	数量 <sup>a)</sup>	規定
1	保護履帯	一台分	4型は、不要とする。
2	雪上履帯	一台分	履帯幅500 mm～580 mm（4型は、不要とする。）
3	黄色回転灯 <sup>b)</sup>	1	24V， 回転式とする。
4	リモコン装置	<sup>c)</sup>	GE-C582002による。
5	附属工具	一式	製造者が規定する仕様及び社内規格による。
6	グリースガン	1	レバー式手詰め及びカートリッジ兼用タイプとする。
7	車体用シート	1	HE-L183004の車両シート， 5号とする。
8	消火器	1	GE-Z421018の表1番号12に示す粉末消火器・ABC1.8kg・自動車用（銘板及び表示板は、不要）とする。
9	給油表	1	取扱説明書に含めてよい。



表7－附属品（続き）

番号	品名	数量 <sup>a)</sup>	規定
10	附属品明細表	1	－
11	収納箱	1	a) 番号5, 6, 9, 10, また, 取扱説明書, 部品表及び整備資料を収納可能とする。 b) 施錠（錠前を取り付ける。）可能な製品とする。
注 <sup>a)</sup> 規定の数量を変更する場合は, 調達要領指定書によって指定する。 注 <sup>b)</sup> 番号2の鋼製運転室に装備されている場合は, 不要とする。 注 <sup>c)</sup> 数量は, 調達要領指定書によって規定する。			

### 5.3 予備品

予備品は, 調達要領指定書によって指定する場合を除き, 表8による。細部は, 承認図面による。

表8－予備品

番号	品名	数量 <sup>a)</sup>	規定
1	通常履帯	一式	1台分とする。塗装は, 2.6.2による。
2	電球	規定欄に示す数量	a) 前照灯は, 2個とする。 b) 前照灯以外は, 灯火装着数の半数（端数は, 1未満を切捨てとする。）とする。ただし, 装着数が1個の場合は, 1個とする。 c) b)項に示す前照灯以外とは, 尾灯, 制動灯, 計器板灯（備えがある型式に限る。）、後照灯, 鋼製運転室のルームライト及び回転灯とする。
3	ヒューズ	一式	各種類を備えたものとする。
4	グリースニップル	6	孔管形とし, 直軸タイプとする。
5		4	孔管形とし, 曲軸タイプとする。
6	フィルタエレメント	一式	潤滑油ブリーザ及び作動油用（ガスケット付）とする。
7	予備品箱	1	a) 鋼板製とし, 番号2, 番号3, 番号4, 及び番号5を収納可能とする。 b) 施錠（錠前を取り付ける。）可能な製品とする。
注 <sup>a)</sup> 数量を変更する場合は, 調達要領指定書によって指定する。			

### 5.4 承認用図面等

#### 5.4.1 承認用図面及び色見本

契約の相手方は, GLT-CG-Z000001の箇条6に基づき, 2.1d), 2.6.2, 2.8, 5.2, 表2その他付加材等及び5.3のほか, 外観図, 主要諸元及び標準仕様以外の装置等の明細図についての承認用図面3部及び承認用色見本3部, ほかに承認用願書だけ1部を契約担当官等に提出し, 承認を受ける。

#### 5.4.2 加工用図面

契約の相手方は, 契約後速やかに, 付加材（鋼板）の加工に使用する加工用図面2部を陸上自衛隊補給統制本部施設部に提出する。

### 5.5 申請書類

契約の相手方は, 訓令に基づく保安基準緩和申請に必要な書類を, 契約後速やかに契約担当官等に

提出する。

## 5.6 納入書類

### 5.6.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、器材一式ごとに**表9**の書類を添付する。

表9－添付書類

番号	名称	数量 <sup>a)</sup>	摘要
1	取扱説明書	1	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.1 a), 7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	
<b>注<sup>a)</sup></b> 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			

### 5.6.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊関東補給処古河支処に**表10**の書類を提出する。

表10－提出書類

番号	名称	数量 <sup>a)</sup>	摘要
1	取扱説明書	1	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.1 a), 7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	
4	完成品写真 <sup>b)</sup>	1	四方写し（前後左右）
5	試験成績書	一式	－
<b>注<sup>a)</sup></b> 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。 <b>注<sup>b)</sup></b> 過去に納入実績があり、前回納入時と変更のない場合は、省略してもよい。			

## 5.7 保全

1型及び3型の各Bタイプの契約の相手方は、**HE－Z 1 9 9 0 0 2**に関わる物件、文書、図画などの注意などに指定されたものの取扱いに当たっては、“取扱上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”に基づき、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。

## 5.8 情報保全

1型及び3型の各Bタイプの契約の相手方は、**HE－Z 1 9 9 0 0 2**について保護すべき情報及びこの契約の履行に際し知り得た非公知の情報（以下、“保護すべき情報など”という。）の取扱いに当たっては、“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”における別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項”及び添付資料“調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理しなければならない。この際、特に、保護すべき情報などの取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知しなければならない。

- a) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- b) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブラ

ンド・ライセンサー，フランチャイザー，コンサルタントその他の契約相手方に対して指導，監督，業務支援，助言，監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

#### **5.9 仕様書に関する疑義**

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。